(2)　労働協約等において、その雇用する男性被保険者における育児休業の取得に伴う業務の見直しに関する規定を定め、当該規定に基づき業務体制の整備を行い、かつ、育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置として、次に掲げるもののうちいずれか二以上の措置（育児・介護休業法第九条の三第四項の規定に基づき出生時育児休業開始予定日を指定することができる期間を定めた事業主は、三以上の措置）を講じている事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

(i)　その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

(ii)　育児休業に関する相談体制の整備

(iii)　その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

(iv)　その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

(3)　イに該当することにより、出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度（以下この(3)において「イの申請年度」という。）の翌事業年度以降三事業年度以内の事業年度における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性被保険者であつて育児休業を取得したものの数の割合（以下この(3)において「男性被保険者育児休業取得割合」という。）が、イの申請年度における男性被保険者育児休業取得割合よりも百分の三十以上増加している事業主であること。

(4)　その雇用する男性被保険者であつて、イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日以降に一日以上の育児休業を取得したものの数が二以上である事業主であること。

(5)　(略)

二　次のイ又はロに掲げる中小企業事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する中小企業事業主（既にこのイに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）　二十万円

ロ　前号ロに該当する中小企業事業主（既にこのロに該当するものとしてこの項による支給を受けた中小企業事業主を除く。）　次の当該事業主が前号イに該当することにより出生時両立支援コース助成金の支給の申請をした日の属する事業年度から前号ロ(3)に該当するに至るまでの期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一事業年度以内　六十万円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、七十五万円）

(2)　二事業年度以内　四十万円（生産性要件に該当する中小企業事業主にあつては、六十五万円）

(1)　その雇用する男性被保険者における育児に関する目的のために利用することができる休暇（育児・介護休業法第十六条の二第一項に規定する子の看護休暇、育児・介護休業法第十六条の五第一項に規定する介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む。以下「育児目的休暇」という。）の取得の推進に関する取組を行つた事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

(2)　その雇用する男性被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児目的休暇を与えるための制度を整備する措置を講じ、当該制度に基づき、八日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の休暇を取得させた事業主であること。

(新設)

(3)　(略)

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の年度において、前号イ(2)に該当する被保険者の数が十を超える場合のイ又はロの規定による支給については、合計して十人までの支給に限る。ただし、初めてこの号（ハを除く。）の規定による支給を受ける事業主に対する当該年度におけるロの規定による支給については、九人までの支給に限る。）

イ　前号イ(2)に該当する被保険者が初めて生じた事業主　二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）（中小企業事業主にあつては、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円））

ロ　前号イ(2)に該当する被保険者が生じた事業主　次の当該被保険者（当該年度にイに該当する事業主にあつては、前号イ(2)に初めて該当した被保険者を除く。）が取得した育児休業の期間の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

(1)　一箇月未満（中小企業事業主にあつては、十四日未満）　被保険者一人につき十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）

(2)　一箇月以上二箇月未満（中小企業事業主にあつては、十四日以上一箇月未満）　被保険者一人につき二十三万七千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十万円）